

- 国立大学法人等については、資力は弱いが有望な大学発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーションの活性化に関する法律に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において株式や新株予約権を取得・保有することができる。これにより、大学発ベンチャーは、当面の事業活動に必要な現金を確保しつつ、大学からの必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待されている。
- 国立大学法人における新株予約権の取得・保有状況については、取得・保有している法人数が増加傾向にあるとともに、各法人における保有件数も増加傾向にある。

(参考) 新株予約権の保有件数

	H30	R元	R2	R3	R4
東京大学	15	18	29	37	44
大阪大学	5	6	7	11	12
東海国立大学機構	6	10	11	13	12
京都大学	3	3	3	5	5
九州大学	3	3	7	7	4
筑波大学	2	2	2	2	3
東北大学	0	1	1	1	2
東京医科歯科大学	0	0	0	1	2
東京工業大学	0	1	1	1	2

出典：各年度の財務諸表の有価証券の明細より文部科学省が作成。

現状の会計処理における課題とその対応方針（案）

- 2019年の金融商品に関する会計基準の改正において、「時価評価が極めて困難と認められる有価証券」に関する定めを削除し、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券とすることとされた。ただし市場価格の無い株式等（新株予約権は含まれない）については、何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされた。
- このような会計処理について、国立大学法人等においては令和4年度事業年度から適用されたが、新株予約権を時価評価しようとする、未公開企業に関する財務情報等は公表されていない場合も多く、未公開企業の新株予約権の時価評価の手法も明確には確立されていない中で、国立大学法人が評価手法を一から検討すること、そのうえで実際に評価に必要な情報を収集して計算を実施することにより、国立大学法人等の時間的・経済的負担が増加していることが判明した。
- 民間企業とは異なり、国立大学法人等は法律において大学発ベンチャーへの支援を行うことが要請されていることに鑑み、国立大学法人における固有の会計基準として、本源的価値による評価をもって取得原価とするとともに、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とすることとする。

(参考) 関係する法令等の規定

○国立大学法人法（平成15年法律112号） （業務の範囲等）

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号） （成果活用事業者への支援）

第三十四條の四 国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために適当と認めるときは、当該研究開発法人又は当該大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者が円滑に新たな事業を創出し、又はその行う事業の成長発展を図ることができるよう、当該研究開発法人及び大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 研究開発法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定する支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができる。

（研究開発法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）

第三十四條の五 研究開発法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

○金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）

（5）市場価格のない株式等

81. 時価をもって貸借対照表価額とする有価証券であっても、市場価格のない株式等については取得原価に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第19項参照）。

81-2. 2019年改正会計基準では、時価の定義を時価算定会計基準第5項の定義に変更している。時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない。2019年改正会計基準による改正は、時価を用いる場合の時価の算定方法を明らかにするもので、時価評価の範囲の変更を意図するものではないが、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを残した場合、2019年改正会計基準の下でも時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券が存在するとの誤解を生じさせかねないため、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを削除した。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとした。